

平成30年12月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
条例議案	14
一般議案	55
補正予算議案	6
合計	75

平成30年12月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市職員定数条例の一部改正について	総務局
2	北九州市職員の給与に関する条例の一部改正について	
3	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
4	北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部改正について	保健福祉局
5	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について	環境局
6	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	建設局
7	北九州市水道法施行条例の一部改正について	上下水道局
8	北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について	交通局
9	北九州市病院事業の設置等に関する条例及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	病院局
10	北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	
11	北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正等について	
12	地方独立行政法人北九州市立病院機構への職員の引継ぎに関する条例について	
13	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について	教育委員会
14	北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	行政委員会
15	指定金融機関の指定について	会計室
16	桃園市民プール新築工事請負契約締結について	技術監理局
17	桃園市民プール新築機械工事請負契約締結について	
18	砂津長浜線道路改良工事（30-1）請負契約締結について	
19	戸畑枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30-8）請負契約締結について	

番号	件名	提出局
20	当せん金付証票の発売について	財政局
21	北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約締結について	環境局
22	市有地の処分について	産業経済局
23	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
24	地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部変更について	病院局
25	地方独立行政法人北九州市立病院機構に承継させる権利について	
26	地方独立行政法人北九州市立病院機構の中期目標について	
27～36	指定管理者の指定について（北九州市旧古河鉱業若松ビル等）	市民文化スポーツ局
37～44	指定管理者の指定について（北九州市立介護実習・普及センター等）	保健福祉局
45～49	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	子ども家庭局
50～52	指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等）	環境局
53～56	指定管理者の指定について（北九州市立商工貿易会館等）	産業経済局
57～64	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	建設局
65～67	指定管理者の指定について（北九州市営天神島駐車場等）	建築都市局
68・69	指定管理者の指定について（北九州市立若松図書館等）	教育委員会
70	平成30年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
71	平成30年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
72	平成30年度北九州市渡船特別会計補正予算について	
73	平成30年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	

番号	件名	提出局
74	平成30年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	財政局
75	平成30年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	

No 1	北九州市職員定数条例の一部改正について (総務局人事部人事課)
---------	--

市長事務部局、教育委員会の事務部局等、人事委員会の事務部局、農業委員会の事務部局、消防局等、交通局、上下水道局及び病院局の職員の定数を変更する等のため、関係規定を改めるもの

1 職員の定数の変更（第2条関係）

現 行		改正後	
市長事務部局	<u>5,655人</u>	市長事務部局	<u>5,340人</u>
教育委員会の事務部局等	<u>950人</u>	教育委員会の事務部局等	<u>500人</u>
人事委員会の事務部局	<u>21人</u>	人事委員会の事務部局	<u>20人</u>
農業委員会の事務部局	<u>19人</u>	農業委員会の事務部局	<u>15人</u>
消防局等	<u>985人</u>	消防局等	<u>1,050人</u>
交通局	<u>110人</u>	交通局	<u>80人</u>
上下水道局	<u>585人</u>	上下水道局	<u>530人</u>
病院局	<u>1,275人</u>		
その他の部局	125人	その他の部局	125人
合計	<u>9,725人</u>	合計	<u>7,660人</u>

2 職員定数外とする職員の追加（第2条関係）

- (1) 自己啓発等休業をしている職員
- (2) 配偶者同行休業をしている職員
- (3) 育児休業をしている職員
- (4) 大学院修学休業をしている職員
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員

3 施行期日

平成31年4月1日

No
2

北九州市職員の給与に関する条例の一部改正について

(総務局人事部給与課)

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの

1 給料表の改定（別表第3、別表第5、別表第6関係）

教育職給料表、医療職給料表（1）及び特定任期付職員給料表について、国家公務員の俸給表との均衡を考慮して改定を行う。

2 初任給調整手当の支給限度額の改定（第11条の2関係）

現 行		改正後	
月額	308,300円	月額	308,600円

3 施行期日

規則で定める日（平成30年4月1日から適用）

N o
3

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(総務局人事部給与課)

国の措置に準じ、夜間特殊業務手当の改定を行うため、関係規定を改めるもの

- 1 夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師及び准看護師の夜間特殊業務手当の改定（別表関係）

現 行	改正後
深夜の全部を含む勤務1回につき <u>6, 800円</u>	深夜の全部を含む勤務1回につき <u>7, 300円</u>
深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が4時間以上のとき 1回につき <u>3, 300円</u>	深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が4時間以上のとき 1回につき <u>3, 550円</u>
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき 1回につき <u>2, 900円</u>	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき 1回につき <u>3, 100円</u>
深夜における勤務時間が2時間未満のとき 1回につき <u>2, 000円</u>	深夜における勤務時間が2時間未満のとき 1回につき <u>2, 150円</u>

- 2 施行期日

規則で定める日（平成30年4月1日から適用）

N o
4

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部改正について

(保健福祉局健康医療部地域医療課)

医療法施行規則の一部改正に伴い、療養病床を有する病院及び診療所の人員の基準の特例の期間を延長するため、関係規定を改めるもの

- 1 療養病床を有する病院及び診療所の人員の基準の特例の期間の延長（付則第3項、第8項、第10項関係）

現 行	改正後
平成30年3月31日まで	平成36年3月31日まで

- 2 施行期日

公布の日

<p>N o 5</p>	<p>北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について (環境局循環社会推進部施設課)</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格の追加 (第22条の7関係)</p> <p>市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に専門職大学の前期課程において理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程を修了した者で次に掲げるものを加える。</p> <p>(1) 衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて修了した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて修了した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>2 施行期日 平成31年4月1日</p>	

<p>N o 6</p>	<p>北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(建設局公園緑地部公園管理課)</p>				
<p>延命寺臨海公園駐車施設の使用料を設定する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 城山緑地庭球場の廃止に伴う規定の整備 (別表第1関係) 城山緑地庭球場の使用料の規定を削除する。</p> <p>2 延命寺臨海公園駐車施設の使用料の設定 (別表第1関係)</p> <table border="1" data-bbox="280 891 1369 1102"> <tr> <td data-bbox="280 891 472 1102">普通自動車</td> <td data-bbox="472 891 1369 1102"> <p>駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。</p> </td> </tr> </table> <p>3 大池公園駐車施設の使用料の設定 (別表第1関係)</p> <table border="1" data-bbox="280 1240 1369 1451"> <tr> <td data-bbox="280 1240 472 1451">普通自動車</td> <td data-bbox="472 1240 1369 1451"> <p>駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき30分又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、1時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。</p> </td> </tr> </table> <p>4 施行期日</p> <p>1 は、平成31年4月1日</p> <p>2 及び3 は、規則で定める日</p>		普通自動車	<p>駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。</p>	普通自動車	<p>駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき30分又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、1時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。</p>
普通自動車	<p>駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。</p>				
普通自動車	<p>駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき30分又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、1時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。</p>				

<p>N o 7</p>	<p>北九州市水道法施行条例の一部改正について (上下水道局水道部計画課)</p>
<p>水道法施行令の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 水道の布設工事監督者の資格の追加（第3条関係） 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督者の資格に、専門職大学の前期課程において土木科又はこれに相当する課程を修了した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加える。</p> <p>2 水道技術管理者の資格の追加（第4条関係） 水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者の資格に、専門職大学の前期課程において土木工学以外の工学等に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修了した後、6年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加える。</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日</p>	

N o
8

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について

(交通局総務経営課)

北九州市立の幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の夏季休業日の見直し等に伴い、学期定期旅客運賃の通用期間の上限を変更するため、関係規定を改めるもの

1 学期定期旅客運賃の通用期間の上限の変更（別表第1関係）

現行	改正後
3月以上4月未満	3月以上5月未満

2 施行期日

平成31年4月1日

No 9	北九州市病院事業の設置等に関する条例及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について <div style="text-align: right;">(病院局経営課)</div>
---------	--

北九州市立八幡病院の診療科目を変更する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正
北九州市立八幡病院の診療科目の変更（別表第1関係）

現 行	改正後
内科、精神科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、消化器外科、皮膚科、泌尿器科、 <u>産婦人科</u> 、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急科、麻酔科、歯科	内科、精神科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、消化器外科、皮膚科、泌尿器科、 <u>婦人科</u> 、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急科、麻酔科、歯科

- 2 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
北九州市立八幡病院附属助産院を廃止する。（別表第1関係）

- 3 施行期日
公布の日

N o
1 0

北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(病院局経営課)

北九州市立八幡病院を移転する等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市立八幡病院の位置の変更（別表第1関係）

現行	改正後
北九州市八幡東区西本町四丁目 18番1号	北九州市八幡東区尾倉二丁目6 番2号

2 北九州市立八幡病院の診療科目の追加（別表第1関係）

北九州市立八幡病院の診療科目に小児外科を追加する。

3 施行期日

平成30年12月22日

<p>N o 1 1</p>	<p>北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正等について (病院局総務課)</p>
<p>北九州市立医療センター及び北九州市立八幡病院並びに北九州市立看護専門学校が地方独立行政法人北九州市立病院機構が設置する病院等となることに伴い、市が設置する病院事業に係る病院等を変更する等のため、関係条例を整備するもの</p> <p>1 北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 病院事業に係る病院等の変更 (第2条、別表第1、別表第2関係)</p> <p>市が設置する病院事業に係る病院等から、北九州市立医療センター及び北九州市立八幡病院並びに北九州市立看護専門学校を削除する。</p> <p>(2) 病院事業に係る地方公営企業法の規定の適用の変更 (第3条関係)</p> <p>市が設置する病院事業に係る地方公営企業法の規定の適用を、全面適用から財務規定等のみの適用に変更する。</p> <p>(3) 病院局及び病院事業の管理者の廃止 (第2条、第4条、第8条—第12条、第14条関係)</p> <p>(2)に伴い、病院局及び病院事業の管理者は廃止し、市が設置する病院事業は市長事務部局において市長が管理することとする。</p> <p>2 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正</p> <p>(1) 勤続期間の計算に関する規定の追加 (第7条関係)</p> <p>地方独立行政法人北九州市立病院機構に使用される者で市長が (次頁に続く)</p>	

(続き)

特に認めるものが、引き続いて市職員となったときにおける、その者の同機構の職員としての引き続いた在職期間について、同機構から支給される市職員の退職手当に相当する給与の計算の基礎となった在職期間を除き、市職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に含めること等を定める。

(2) 退職手当の不支給に関する規定の追加 (第18条関係)

退職する市職員で市長が特に認めるものが、引き続いて地方独立行政法人北九州市立病院機構に使用される者となった場合において、その者の市職員としての勤続期間が、同機構の退職手当に関する規定により、同機構の退職手当の算定の基礎となる勤続期間に通算されることに定められているときには、その者に対する市職員の退職手当は、支給しないことを定める。

3 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
北九州市立医療センター付属助産院を廃止する。(別表第1関係)

4 北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例の廃止

5 施行期日

平成31年4月1日

<p>N o 1 2</p>	<p>地方独立行政法人北九州市立病院機構への職員の引継ぎに関する 条例について</p> <p style="text-align: right;">(病院局経営課)</p>
<p>地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、職員を地方独立行政法人北九州市立病院機構へ引き継ぐため、必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 趣旨 (第1条)</p> <p>(2) 職員の引継ぎに係る内部組織 (第2条)</p> <p>地方独立行政法人北九州市立病院機構の成立の日において、その職員が地方独立行政法人北九州市立病院機構の職員となる市の内部組織は、北九州市立医療センター及び北九州市立八幡病院並びに北九州市立看護専門学校とする。</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p>	

No 13	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について (教育委員会教職員部教職員給与課)
----------	--

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の教職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの

1 給料表の改定（別表第1関係）

教育職給料表について、国家公務員の俸給表との均衡を考慮して改定を行う。

2 教職員の宿日直手当の支給限度額の改定（第29条関係）

区 分	現 行	改正後
(1) 人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務（(2)及び(3)を除く。）	1回 7,200円	1回 7,400円
(2) 人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務であって勤務が行われる時間が正規の勤務日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われるもの	1回 10,800円	1回 11,100円
(3) 人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務であって勤務時間が5時間未満のもの	1回 3,600円	1回 3,700円

3 施行期日

規則で定める日（平成30年4月1日から適用）

N o
1 4

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

(行政委員会事務局選挙課)

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用の公費負担を行うため、関係規定を改めるもの

- 1 市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用の公費負担の新設（第1条、第6条―第8条関係）

作成枚数の上限	1枚当たりの作成単価の上限
8, 0 0 0 枚	7 円 5 1 銭

- 2 施行期日

平成31年3月1日

No
15

指定金融機関の指定について

(会計室)

公金取扱いの効率的運営と安全を図るため、本市の指定金融機関を指定するもの

指定金融機関	指定期間
株式会社西日本シティ銀行	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで及び平成35年4月1日から平成36年3月31日まで
株式会社みずほ銀行	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで及び平成36年4月1日から平成37年3月31日まで
株式会社北九州銀行	平成33年4月1日から平成34年3月31日まで及び平成37年4月1日から平成38年3月31日まで
株式会社福岡銀行	平成34年4月1日から平成35年3月31日まで及び平成38年4月1日から平成39年3月31日まで

No 16	桃園市民プール新築工事請負契約締結について <p style="text-align: right;">(技術監理局契約部契約課)</p>
<p>1 契約金額 19億7,316万円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 工 期 契約締結の日から平成32年3月30日まで</p> <p>4 契約の相手方 北九州市小倉北区堺町一丁目9番6号 株式会社川口建設 代表取締役 川口 博史</p>	

<p>No 17</p>	<p>桃園市民プール新築機械工事請負契約締結について (技術監理局契約部契約課)</p>
<p>1 契約金額 7億9,367万400円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 工 期 契約締結の日から平成32年3月30日まで</p> <p>4 契約の相手方 菱熱・九州機電建設工事共同企業体 代表者 北九州市小倉北区片野三丁目14番8号 株式会社菱熱 北九州支店 支店長 三坂 昌広 構成員 北九州市小倉北区西港町92番5 九州機電株式会社 代表取締役社長 西賀 徹</p>	

<p>N o 1 8</p>	<p>砂津長浜線道路改良工事（30-1）請負契約締結について (技術監理局契約部契約課)</p>
<p>1 契約金額 6億4,962万円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 工 期 契約締結の日から平成32年9月30日まで</p> <p>4 契約の相手方 九鉄・山田共同企業体 代表者 北九州市門司区小森江三丁目12番10号 九鉄工業株式会社 代表取締役社長 古賀 徹志 構成員 北九州市門司区中二十町6番23号 山田土建株式会社 代表取締役 山田 浩一</p>	

<p>N o 1 9</p>	<p>戸畑枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30-8） 請負契約締結について (技術監理局契約部契約課)</p>
<p>1 契約金額 8億2,953万7,200円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 工 期 契約締結の日から平成32年10月31日まで</p> <p>4 契約の相手方 北九州市若松区大字安瀬62番地3 松田建設工業株式会社 代表取締役 松田 正市</p>	

No 20	当せん金付証券の発売について <p style="text-align: right;">(財政局財務部財政課)</p>
<p>平成31年度において本市が発売する当せん金付証券の発売総額の範囲を定めるもの</p> <p>発売総額 135億円以内</p>	

<p>N o 2 1</p>	<p>北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約締結について (環境局循環社会推進部施設課)</p>
<p>北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約を締結するもの</p> <p>1 事業名 北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事</p> <p>2 契約金額 25億6,068万円</p> <p>3 契約方法 一般競争入札</p> <p>4 工期 契約締結の日から平成33年3月31日まで</p> <p>5 契約の相手方 福岡市博多区豊一丁目9番43号 新明和工業株式会社流体事業部営業本部九州支店 支店長 安原 巧</p>	

<p>N o 2 2</p>	<p>市有地の処分について (産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課)</p>
<p>小倉南区曾根北町に所在する市有地を物流関連施設用地として売り 払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 雑種地 小倉南区曾根北町2633番15</p> <p>2 土地の面積 1万1,468.82㎡</p> <p>3 売払い予定金額 2億6,000万円</p>	

No
23

市道路線の認定、変更及び廃止について

(建設局総務部管理課)

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

	数	延長	面積
認定	27路線	2,656m	23,492m ²
変更	8路線	△194m	422m ²
廃止	1路線	△48m	△352m ²

No 24	地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部変更について (病院局経営課)
----------	--

北九州市立八幡病院の移転等に伴い、地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部を変更するもの

1 北九州市立八幡病院の所在地の変更（第17条関係）

現 行	改正後
北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

2 別表の改定（第20条関係）

(1) 土地

所在地番	地積 (m ²)
北九州市小倉北区馬借二丁目112番3	16,619.84
北九州市八幡東区尾倉二丁目1番2	20,727.05
北九州市八幡東区尾倉二丁目1番10	1,811.52のうち持分 100分の41.53
北九州市八幡東区西本町四丁目51番1	3,561.30

(2) 建物

名称		所在	延床面積 (m ²)
北九州 市立医 療セン ター	本館	北九州市小倉北区馬借二丁目 112番地3	25,262.22
	食堂棟	北九州市小倉北区馬借二丁目 112番地3	383.84
	管理棟・感 染症病棟	北九州市小倉北区馬借二丁目 112番地3	4,565.25
	別館	北九州市小倉北区馬借二丁目 112番地3	5,691.25

(次頁に続く)

(続き)

	立体駐車場	北九州市小倉北区馬借二丁目 1 1 2 番地 3	6,776.18
北九州 市立八 幡病院	本館	北九州市八幡東区尾倉二丁目 1 番地 2	26,273.64
	エネルギー センター棟	北九州市八幡東区尾倉二丁目 1 番地 2	644.63
	倉庫	北九州市八幡東区尾倉二丁目 1 番地 2	58.98
	管理棟	北九州市八幡東区尾倉二丁目 1 番地 1 0	2,589.24の うち持分10 0分の41.53
	旧八幡病院 北棟	北九州市八幡東区西本町四丁 目 5 1 番地 1	1,113.05
	旧救急ワー クステーション	北九州市八幡東区西本町四丁 目 5 1 番地 1	197.35
	立体駐車場	北九州市八幡東区西本町四丁 目 5 1 番地 1	5,453.25
北九州 市立看 護専門 学校	看護専門学校棟	北九州市小倉北区馬借二丁目 1 1 2 番地 3	2,469.38
	看護師宿舎 棟	北九州市小倉北区馬借二丁目 1 1 2 番地 3	1,709.32

No 25	地方独立行政法人北九州市立病院機構に承継させる権利について (病院局経営課)
----------	---

地方独立行政法人北九州市立病院機構に承継させる権利を定めるもの

1 承継させる土地

面 積	価 額
約4万1,660.51㎡	54億3,080万円

2 承継させる建物

件 数	価 額
14件	180億5,200万円

3 承継させる公有財産（土地及び建物を除く。）、物品及び債権

北九州市立病院機構の成立の日の前日において本市に属する本市病院事業（医療センター、八幡病院及び看護専門学校に係るものに限る。）に係る公有財産（土地及び建物を除く。）、物品及び債権（土地及び建物から生じる債権にあつては、前2項に定める土地及び建物に係るものに限る。）

N o
2 6

地方独立行政法人北九州市立病院機構の中期目標について

(病院局経営課)

地方独立行政法人北九州市立病院機構の中期目標を定めるもの

1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 政策医療の着実な実施

ア 感染症医療

イ 周産期医療

ウ 小児救急を含む救急医療

エ 災害時における医療

(2) 各病院の特色をいかした医療の充実

ア 医療センター（がん医療）

イ 八幡病院（小児医療）

(3) 医療の質の確保

ア 人材の確保及び育成

イ 医療の質の確保及び向上

ウ 医療安全の徹底

エ 医療に関する調査及び研究

(4) 市民及び地域医療機関からの信頼の確保

ア 患者サービスの向上

イ 地域の医療機関等との連携

3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(次頁に続く)

(続き)

(1) 収入増加及び確保に向けた対策

- ア 病床利用率の向上
- イ 適切な診療報酬の確保

(2) 経費の節減及び抑制に向けた対策

- ア コスト節減の推進
- イ 医療機器等の有効活用及び計画的な整備

(3) 自立的な業務運営体制の構築

- ア マネジメント体制の確立
- イ 職員の経営意識の向上
- ウ 法令及び行動規範の遵守等

(4) 職場環境の充実

4 財務内容の改善に関する事項

- (1) 財政基盤の安定化
- (2) 運営費負担金の在り方

5 その他業務運営に関する重要事項

- (1) 看護専門学校の運営
- (2) 施設及び設備の老朽化対策
- (3) 市政への協力

N o 27～36	指定管理者の指定について（北九州市旧古河鉱業若松ビル等） (市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課)
--------------	---

北九州市旧古河鉱業若松ビル等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
27	北九州市旧古河鉱業若松ビル	中央興産株式会社	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
28	北九州芸術劇場	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	北九州市立響ホール		
29	北九州市立門司市民会館	共同企業体グループA2K	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	北九州市立若松市民会館		
30	北九州市立大手町練習場	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
31	北九州市立旧百三十銀行ギャラリー	旧百三十銀行ギャラリー管理運営共同事業体	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
32	北九州市立文化記念プール	九州林産株式会社	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	北九州市立文化記念運動場		
	北九州市立文化記念庭球場		

(次頁に続く)

(続き)

3 3	北九州市立北九州 市民球場	北九州野球株式会 社	平成31年4月1 日から平成36年 3月31日まで
	北九州市立三萩野 球場		
3 4	北九州市立的場池 球場	株式会社スピナ	平成31年4月1 日から平成36年 3月31日まで
	北九州市立的場池 弓道場		
	北九州市立的場池 体育館		
3 5	北九州市立新門司 球技場	特定非営利活動法 人北九州フットボ ールクラブ	平成31年4月1 日から平成36年 3月31日まで
	北九州市立新門司 運動場		
	北九州市立新門司 庭球場		
3 6	北九州市立交通安 全センター	特定非営利活動法 人I-D O	平成31年4月1 日から平成36年 3月31日まで

N o 37～44	指定管理者の指定について（北九州市立介護実習・普及センター等） <div style="text-align: right;">（保健福祉局総務部総務課）</div>
--------------	--

北九州市立介護実習・普及センター等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
37	北九州市立介護実習・普及センター	社会福祉法人北九州市福祉事業団	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
38	北九州市立新門司老人福祉センター	株式会社トキワビル商会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
39	北九州市立年長者研修大学校 周望学舎	北九州シニアネットワークアカデミー共同事業体	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	北九州市立年長者研修大学校 穴生学舎		
	北九州市立北九州穴生ドーム		
40	北九州市立福祉会館	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	北九州市立戸畑市民会館		
41	北九州市立ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター	社会福祉法人春秋会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

（次頁に続く）

(続き)

4 2	北九州市立東部障害者福祉会館	公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	北九州市立西部障害者福祉会館		
	北九州市立点字図書館		
	北九州市立聴覚障害者情報センター		
4 3	北九州市立総合療育センター	社会福祉法人北九州市福祉事業団	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
4 4	北九州市立総合療育センター西部分所	社会福祉法人北九州市福祉事業団	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

N o 45～49	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等） （子ども家庭局子ども家庭部総務企画課）
--------------	--

北九州市立子どもの館等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
4 5	北九州市立子どもの館	N P O 法人子ども未来ネットワーク北九州	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	北九州市立子育てふれあい交流プラザ		
4 6	北九州市立母子・父子福祉センター	一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
4 7	北九州市立児童館 （風師児童館等42館）	社会福祉法人北九州市福祉事業団	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
4 8	北九州市立第1緑地保育センター	社会福祉法人北九州市福祉事業団	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	北九州市立第2緑地保育センター		
4 9	北九州市立藍島保育所	一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

N o 50～52	指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等） （環境局環境政策部総務課）
--------------	--

北九州市環境ミュージアム等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
50	北九州市環境ミュージアム	タカミヤ・里山・エックス共同事業体	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
51	北九州市エコタウンセンター	一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
52	北九州市響灘ビオトープ	響灘ビオトープ共同事業体	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

N o 53～56	指定管理者の指定について（北九州市立商工貿易会館等） （産業経済局総務政策部総務課）
--------------	---

北九州市立商工貿易会館等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
5 3	北九州市立商工貿易会館	北九州商工会議所	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
5 4	北九州市小倉城 小倉城庭園	北九州まちづくりマネジメントチーム共同事業体	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
5 5	北九州国際展示場 北九州国際会議場	公益財団法人北九州観光コンベンション協会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
5 6	釣り台付き遊歩道	ひびき灘漁業協同組合	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

N o 57～64	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等） <div style="text-align: right;">（建設局総務部総務課）</div>
--------------	---

北九州市立門司駅前自転車駐車場等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
57	北九州市立門司駅前自転車駐車場	公益社団法人 北九州市シルバー人材センター	平成31年4月1日 から平成36年 3月31日まで
	北九州市立門司港駅前自転車駐車場		
	北九州市立南小倉駅前自転車駐車場		
	北九州市立朽網駅前自転車駐車場		
	北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場		
	北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場		
	北九州市立德力嵐山口自転車駐車場		
	北九州市立若松駅前自転車駐車場		
	北九州市立若松渡船場前自転車駐車場		

（次頁に続く）

(続き)

	北九州市立八幡駅前自転車駐車場		
	北九州市立折尾駅西自転車駐車場		
	北九州市立折尾駅東自転車駐車場		
	北九州市立折尾駅前自転車駐車場		
	北九州市立黒崎駅前自転車駐車場		
	北九州市立陣原北自転車駐車場		
	北九州市立陣原南自転車駐車場		
	北九州市立本城駅前自転車駐車場		
	北九州市立九州工大前駅前自転車駐車場		
	北九州市立戸畑駅前自転車駐車場		
58	北九州市立小倉駅北口自転車駐車場	公益社団法人 北九州市シルバー人材センター	平成31年4月1日 から平成36年 3月31日まで
	北九州市立小倉駅南口自転車駐車場		
	北九州市立西小倉駅前自		

(次頁に続く)

(続き)

	転車駐車場		
59	北九州市立河内自転車貸出し施設	公益社団法人 北九州市シルバー人材センター	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
60	到津の森公園	公益財団法人 北九州市どうぶつ公園協会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	ひびき動物ワールド		
61	北九州市立響灘緑地	グリーンパーク活性化共同事業体	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
62	北九州市立山田緑地	九州造園・グリーンワーク共同事業体	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	北九州市ほたる館		
63	北九州市平尾台自然の郷	ハートランド平尾台株式会社	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
64	水環境館	玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

N o 65～67	指定管理者の指定について（北九州市営天神島駐車場等） （建築都市局総務部総務課）
--------------	---

北九州市営天神島駐車場等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
6 5	北九州市営天神島駐車場	小倉都心部パーキングマネジメント共同事業体	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	北九州市営勝山公園地下駐車場		
	北九州市営室町駐車場		
6 6	北九州市営黒崎駅西駐車場	公益社団法人北九州市シルバー人材センター	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
6 7	北九州市営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき建設、買取り又は借上げをした住宅及びその付帯施設を除く。）	北九州市住宅供給公社	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

N o 68・69	指定管理者の指定について（北九州市立若松図書館等） <div style="text-align: right;">（教育委員会中央図書館庶務課）</div>
--------------	--

北九州市立若松図書館等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
68	北九州市立若松図書館	株式会社日本施設協会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
69	北九州市立八幡図書館	株式会社図書館流通センター	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

No.	件名	要 旨	
平成 30 年度 予算 規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	20 億 8,890 万円	5,756 億 587 万 1 千円
	特別会計	2,256 万 4 千円	4,037 億 1,128 万円
	企業会計	0 千円	2,415 億 7,438 万円
	合 計	21 億 1,146 万 4 千円	1 兆 2,208 億 9,153 万 1 千円
70	平成 30 年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 20 億 8,890 万円 (債務負担) 20 億 9,540 万 7 千円 2 総 額 5,756 億 587 万 1 千円	
71	平成 30 年度北九州市 卸売市場特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円 2 総 額 9 億 8,050 万円	
72	平成 30 年度北九州市 渡船特別会計 補正予算について	1 補正額 542 万 4 千円 2 総 額 3 億 3,542 万 4 千円	
73	平成 30 年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円 2 総 額 21 億 4,630 万円	

74	平成 30 年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	<table> <tr> <td data-bbox="745 197 769 230">1</td> <td data-bbox="817 197 928 230">補正額</td> <td data-bbox="1329 197 1394 230">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="849 253 952 286">(債務負担)</td> <td data-bbox="1066 253 1394 286">4 億 5,071 万 4 千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="745 320 769 353">2</td> <td data-bbox="817 320 928 353">総 額</td> <td data-bbox="1050 320 1318 353">43 億 7,380 万円</td> </tr> </table>	1	補正額	0 円		(債務負担)	4 億 5,071 万 4 千円	2	総 額	43 億 7,380 万円
1	補正額	0 円									
	(債務負担)	4 億 5,071 万 4 千円									
2	総 額	43 億 7,380 万円									
75	平成 30 年度北九州市 介護保険特別会計 補正予算について	<table> <tr> <td data-bbox="745 439 769 472">1</td> <td data-bbox="817 439 928 472">補正額</td> <td data-bbox="1145 439 1318 472">1,714 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="745 562 769 595">2</td> <td data-bbox="817 562 928 595">総 額</td> <td data-bbox="1034 562 1394 595">986 億 4,905 万 6 千円</td> </tr> </table>	1	補正額	1,714 万円	2	総 額	986 億 4,905 万 6 千円			
1	補正額	1,714 万円									
2	総 額	986 億 4,905 万 6 千円									